

第84回定例会 質疑通告書

質問者	答弁を求める者	質問の要旨
鎌塚 聡	市長	<p><b>議案第39号 淡路市税条例の一部を改正する条例制定の件</b></p> <p>1 第1条による改正について            (1) 軽自動車の環境性能割の非課税適応の延長による市税収への影響</p> <p>2 第2条による改正について            (1) 所得500万円を超える寡婦(子以外の扶養親族を持つ)は控除の対象外となると思うが、市内での影響はどのようなものと試算するか。            (2) 附則第24条が加わる件で、市長が指定する指定行事はどのようなものとなるのか。</p> <p>3 第3条による改正について            (1) 国税における連結納税制度の見直しに伴う対応をすることになるが、市税収への影響はどうか。</p> <p><b>議案第44号 淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件</b></p> <p>1 附則第17項を加えることに関して            (1) 新たに加わる附則第17項で読み替える「特に必要があると認める場合(附則第15条の規定の適応を受ける場合を除く。)」は、附則第15条での減免を受けると、現行規則にある減免は受けられないと解するのか。            (2) (1)の見込み通りの場合、第15項の規定を上回る額の減免を受けられなくなる可能性があるということではよいか。</p> <p>2 この改正条例附則第2項の施行期日は令和2年2月1日から適用となるが、対象者でこの間に特別徴収や既に支払った場合は減免額相当を返還するのか。</p> <p>3 前年の事業収入等の比較方法(同月比など)はどう判断するのか。</p>